
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 3 号
令和元年 7 月 16 日

那覇市監査委員	久	場	健	護
〃	宮	里	善	博
〃	宮	城		哲
〃	古	堅	茂	治

令和元年度財政援助団体等監査の結果について（公表）

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項に基づき実施した令和元年度財政援助団体等監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年度財政援助団体等監査結果報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項前段の規定に基づく財政援助団体等監査

第 2 監査の対象

1 対象補助金及び交付先団体

補助金名	団体名	所管部署
那覇市観光振興事業費補助金 (観光協会運営補助金) (観光協会事業補助金)	一般社団法人那覇市観光協会	経済観光部 観光課
那覇市女性防火クラブ補助金	那覇市女性防火クラブ	消防局 予防課
那覇市文化協会育成事業補助金	那覇市文化協会	市民文化部 文化振興課

2 対象年度

原則として、平成30年度を対象とする。

第 3 監査の期間

平成31年 4 月 8 日から令和元年 6 月27日まで

第 4 監査の着眼点

監査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた旧都市監査基準準則第 22 条別項「第 5 財政援助団体等監査の着眼点」のうち、1 財政援助団体監査に準じ、主として以下の事項とする。

1 所管部署関係

- (1) 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
- (3) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (4) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

2 団体関係

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部署へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書は符合するか。
- (2) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- (3) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (4) 補助金に係る収支の会計経理は適正か。

第5 監査の主な実施手続

- 1 所管部署及び交付先団体に関係書類を求める。
- 2 書類審査及び事務局職員による予備監査を行う。
- 3 監査委員による監査を行う。
- 4 指摘事項等についての弁明、見解等の機会を付与する。

第6 監査の実施場所及び主な日程

1 実施場所

所管部署、交付先団体及び監査会議室（本庁舎12階）

2 主な日程

- (1) 実施通知日：4月8日（月）
- (2) 実施説明会：4月12日（金）
- (3) 予備監査：5月15日（水）～17日（金）
- (4) 監査委員監査：6月4日（火）、6日（木）
- (5) 弁明、見解等の聴取：6月25日（火）（申し出なく実施なし）

第7 事業概要等及び監査結果

1 那覇市観光振興事業費補助金（観光協会運営補助金、観光協会事業補助金）

(1) 交付先団体の概要等

ア 交付先団体の概要

交付先団体名	一般社団法人那覇市観光協会
代 表 者	会長 佐久本 武
設 立 年 月 日	昭和31年10月5日 (平成25年4月1日一般社団法人に移行)
設 立 目 的	那覇市およびその周辺地域の観光事業の振興を図り、地域文化の向上及び経済の発展向上に寄与し、併せて公益に資することを目的とする。

事業概要	(1) 那覇市及びその周辺の観光事業の保護、開発及び利用の促進 (2) 観光関係従業員の指導育成に関すること。 (3) 観光観念の普及 (4) 観光客の誘致並びにその接遇改善 (5) 観光の宣伝並びに講演会及び展覧会の開催 (6) 観光催物の企画及びその実施 (7) 観光に関する出版物の刊行及び育成指導 (8) 特産品、土産物等の宣伝及び育成指導 (9) 観光事業関係機関並びに団体の連絡調整 (10) 観光事業の調査研究 (11) 旅行業法に基づく旅行業 (12) その他この法人の目的達成に必要な事項
団体の組織 (平成31年3月31日現在)	○理事会 19人 会長 1人 副会長 2人 常務理事 1人 理事 15人 ○監事 2人 ○事務局 42人 事務局長(契約職員) 1人 参事兼総務課長 1人 次長兼事業課長 1人 マネージャー 2人 主事 1人 契約職員 25人 パートタイマー 11人

イ 会員の推移

単位：社

年 度 (各年度末数)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
正会員数	431	388	372	371	374
賛助会員数	35	30	33	42	50
計	466	418	405	413	424

(2) 那覇市観光協会運営補助金

ア 事業概要

補助金交付先	一般社団法人那覇市観光協会
所 管 部 署	経済観光部 観光課
補 助 の 目 的	平成 27 年度に策定した「那覇市観光基本計画」において、民間主導となるべき取組におけるコーディネート役としての役割が与えられている観光協会がその役割を果たせるよう、組織力強化を図る。
期 待 さ れ る 効 果	那覇市観光基本計画の目標値（令和 6 年度）である「観光収入 4,500 億円」「観光客一人あたり市内消費額 9 万円」「延べ市内宿泊客数 1,300 万人泊」の達成への寄与
補 助 根 拠	那覇市補助金等交付規則 那覇市観光振興事業費補助金交付要綱 観光協会運営補助金交付要領
補 助 対 象 事 業 の 内 容	一般社団法人那覇市観光協会の組織運営を支援する。
補助対象経費	契約職員（事務局長）及びプロパー職員（観光協会給与規程の定めに従う職員）に係る人件費
補助率	補助対象経費の 10 分の 9 以内
平成 30 年度 補 助 金 交 付 確 定 額	3,300 万円

イ 収支状況

単位：円

	科 目	予算額	執行済額	予算残額
収 入	受取補助金 （観光協会運営補助金）	33,000,000	33,000,000	0
	自主財源	5,418,289	4,831,468	586,821
	計	38,418,289	37,831,468	586,821
支 出	給料手当、諸手当	32,900,800	31,389,474	1,511,326
	法定福利費（社会保険）	4,849,390	5,787,495	△938,105
	雇用保険料	197,401	188,337	9,064
	労災保険	98,698	94,162	4,536
	中退金掛金	372,000	372,000	0
	計	38,418,289	37,831,468	586,821

ウ 監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められた。ただし、以下に述べるとおり、一部に改善を要する事項があり、これらについては、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務の執行に努められたい。

エ 指摘事項等

財政援助団体監査に対する指摘事項等は、次のとおりである。

なお、指摘事項等は、次の区分によるものとする。

* 指摘事項

重大な違法、不当及び不正の状況を指摘すること。

* 是正事項

改善を要する悪い状況を改め正すこと。

* 注意事項

好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

* 要望事項

予算執行の効果及び事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

(7) 一般社団法人那覇市観光協会に対する指摘事項等

一般社団法人那覇市観光協会の会員の拡大について（要望事項）

一般社団法人那覇市観光協会（以下「観光協会」という。）は、那覇市およびその周辺地域の観光事業の振興を図り、地域文化の向上及び経済の発展向上に寄与し、併せて公益に資することを目的としている。観光協会は、例年事業計画のなかで会員拡大と組織の強化を掲げており、会員の新規獲得に取り組んでいる。会員の納める会費収入は、平成30年度が1,472万8,500円で平成29年度に比べ36万4,500円（2.5%）増加しているものの、平成30年度末の会員数は、目標の450社を下回る424社となっており、過去5年間の会員数は、ほぼ横ばいとなっている。しかし、観光協会の事業実施に要する自主財源を安定的に確保するためには会員の拡大が不可欠である。

会員の拡大を図るため、引き続き広く勧誘活動を行うとともに現会員の口数増加への働きかけや新規会員獲得のための新たな取組を行うなどに努められたい。

(3) 那覇市観光協会事業補助金

ア 事業概要

補助金交付先	一般社団法人那覇市観光協会
所 管 部 署	経済観光部 観光課
補 助 の 目 的	①誘客宣伝活動 観光に係る誘客宣伝について、協会に一任しているため所要の支援を実施する。 ②インターネット

	本市の観光情報を発信する協会のサイト「NAHANAVI」の維持管理等に係る経費について、バナー広告等の収入ではなお不足する部分について、所要の支援を実施する。 ③読売巨人軍那覇協力会関連及びキャンプ誘致活動 読売巨人軍那覇協力会関連及びキャンプ誘致活動に要する経費について支援を行う。
期待される効果	那覇市観光基本計画の目標値（令和6年度）である「観光収入4,500億円」「観光客一人あたり市内消費額9万円」「延べ市内宿泊客数1,300万人泊」の達成への寄与
補助根拠	那覇市補助金等交付規則 那覇市観光振興事業費補助金交付要綱 観光協会事業補助金交付要領
補助対象事業の内容	一般社団法人那覇市観光協会の実施する「誘客宣伝活動」、「インターネット」、「読売巨人軍那覇協力会関連及びキャンプ誘致活動」を支援する。
補助対象経費	観光協会事業補助金交付要領別表（第4条関係）に定められた次の経費 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他必要な経費で市長が認めるもの。
補助率	①誘客宣伝活動：補助対象経費の10分の9以内 ②インターネット：補助対象経費の10分の9以内 ③読売巨人軍那覇協力会関連及びキャンプ誘致活動：補助対象経費の10分の10以内
平成30年度補助金交付確定額	252万6,000円

イ 収支状況

単位：円

	科 目	予算額	執行済額	予算残額
収入	受取補助金 （観光協会事業補助金）	2,633,000	2,526,000	107,000
	（誘客宣伝活動）	(1,358,000)	(1,272,000)	(86,000)
	（インターネット）	(275,000)	(267,000)	(8,000)
	（読売巨人軍那覇協力会 関連及びキャンプ誘致 活動）	(1,000,000)	(987,000)	(13,000)
	自主財源	305,000	171,934	133,066
	計	2,938,000	2,697,934	240,066

支 出	誘客宣伝活動	1,610,000	1,413,362	196,638
	インターネット	328,000	296,892	31,108
	読売巨人軍那覇協力会関連及びキャンプ誘致活動	1,000,000	987,680	12,320
	計	2,938,000	2,697,934	240,066

※受取補助金の予算残額 10 万 7,000 円については、市に返納済み

ウ 監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められた。

(参考)

一般社団法人那覇市観光協会 正味財産増減計算書
(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日 (決算) まで)
事業全体

単位：円

	科 目	平成 30 年度	平成 29 年度	増減
収 入	特定資産運用益	4,691	5,566	△875
	受取会費	14,728,500	14,364,000	364,500
	事業収益	88,151,624	90,524,266	△2,372,642
	受取補助金等	81,542,376	78,001,450	3,540,926
	事業受託収益	74,188,965	80,135,325	△5,946,360
	受取寄附金	1,056,000	1,228,000	△172,000
	雑収益	860,775	410,744	450,031
	経常収益計	260,532,931	264,669,351	△4,136,420
支 出	事業費	210,269,509	223,024,706	△12,755,197
	管理費	48,451,697	40,134,078	8,317,619
	経常費用計	258,721,206	263,158,784	△4,437,578
当期経常増減額		1,811,725	1,510,567	301,158
税引前当期一般正味財産増減額		1,811,725	1,510,567	301,158
法人税、住民税及び事業税		70,000	70,000	0
当期一般正味財産増減額		1,741,725	1,440,567	301,158
一般正味財産期首残高		14,417,128	12,976,561	1,440,567
一般正味財産期末残高		16,158,853	14,417,128	1,741,725
正味財産期末残高		16,158,853	14,417,128	1,741,725

2 那覇市女性防火クラブ補助金（那覇市女性防火クラブ育成補助金、那覇市女性防火クラブ結成 30 周年記念式典経費）

(1) 交付先団体の概要等

ア 交付先団体の概要

交付先団体名	那覇市女性防火クラブ
代 表 者	会長 池城 恵子
設 立 年 月 日	昭和 63 年 8 月 19 日
設 立 目 的	家庭からの火災の発生を防止するため、火災予防知識を習得するとともに、地域における連帯意識を強め、防火思想の高揚を図り、もって安全で快適な生活環境を築くことを目的とする。
事 業 概 要	(1)火災予防の知識、技術の習得に関すること。 (2)家庭及び地域における防火思想の普及と高揚に関すること。 (3)映画、スライド等による視覚教育に関すること。 (4)火災予防を通じて、地域の親睦と連帯意識の高揚に関すること。 (5)救急の応急処置に関すること。 (6)その他、家庭及び地域の火災予防上必要な事項に関すること。
団 体 の 組 織 (平成 31 年 3 月 31 日現在)	会長 1 人 副会長 2 人 会計 1 人 監事 2 人

イ 支部数・支部会員数の推移

年 度 (各年度末数)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支部数	17 支部	17 支部	17 支部	17 支部 (うち休止 3)	17 支部 (うち休止 3)
支部会員数	429 人	424 人	549 人	413 人	386 人

(2) 那覇市女性防火クラブ補助金

ア 事業概要

補助金交付先	那覇市女性防火クラブ
所 管 部 署	消防局 予防課
補 助 の 目 的	地域社会に根付いた女性防火クラブの防火・防災啓発活動を通して、住民の自主防災の目的を達成するために必要な諸活動及び組織強化のため運営資金の支援を行う。
期 待 さ れ る 効 果	・災害時において行政機能が喪失した場合に、地域支援の遅れが発生すると考えられる。その際に、女性防火クラブ員による炊き出し、救護支援が期待される。 ・平常時においては、「自分達の地域は自分達で守る」という住民相互の「共助」精神を啓発し防災活動を通して、地域コミュニティの連携意識が強化され、災害以外に犯罪防止など住民パワーを活かした安全・安心な街づくりが期待される。
補 助 根 拠	那覇市補助金等交付規則 那覇市女性防火クラブ補助金交付要綱
補 助 対 象 事 業 の 内 容	那覇市女性防火クラブの運営を支援する。 加えて平成 30 年度は、結成 30 周年記念式典経費を支援する。
補助対象経費	女性防火クラブの運営、活動等に係る経費 女性防火クラブ育成補助金に係る経費以外のもので、臨時的な催し、大会等に係る経費
補助率	—
平成 30 年度 補 助 金 交 付 確 定 額	58 万 5,167 円（那覇市女性防火クラブ育成補助金） 85 万 8,215 円（那覇市女性防火クラブ結成 30 周年記念式典経費）

イ 収支状況

(ア) 那覇市女性防火クラブ育成補助金

単位：円

	科 目	予算額	執行済額	予算残額
収 入	受取補助金	587,000	585,167	1,833
	計	587,000	585,167	1,833
支 出	会議費	5,000	40,839	△35,839
	活動費	548,000	491,182	56,818
	研修費	15,000	13,848	1,152
	備品費	4,000	24,624	△20,624
	通信費	15,000	14,674	326

	旅 費	0	0	0
	計	587,000	585,167	1,833

※受取補助金の予算残額 1,833 円については、市に返納済み

(イ) 那覇市女性防火クラブ結成 30 周年記念式典経費

単位：円

	科 目	予算額	執行済額	予算残額
収 入	受取補助金	893,000	858,215	34,785
	計	893,000	858,215	34,785
支 出	会場費	194,000	193,320	680
	食糧費	343,000	364,370	△21,370
	消耗品費	100,000	138,599	△38,599
	印刷製本費	197,000	113,832	83,168
	通信費	9,000	8,350	650
	報償費	50,000	39,744	10,256
	計	893,000	858,215	34,785

※受取補助金の予算残額 34,785 円については、市に返納済み

ウ 監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められた。ただし、以下に述べるとおり、一部に改善を要する事項があり、これらについては、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務の執行に努められたい。

エ 指摘事項等

財政援助団体監査に対する指摘事項等は、次のとおりである。

なお、指摘事項等は、次の区分によるものとする。

＊指摘事項

重大な違法、不当及び不正の状況を指摘すること。

＊是正事項

改善を要する悪い状況を改め正すこと。

＊注意事項

好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

＊要望事項

予算執行の効果及び事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

(ア) 消防局予防課に対する指摘事項等

食糧費に係る補助金の使途について(注意事項)

那覇市女性防火クラブ結成 30 周年記念式典経費において、全体の支出に対する食糧費（364,370 円）の割合が約 42% 占めている。那覇市の補助金に関するガイドライン（第 2 版）（以下「ガイドライン」と

いう。)によれば、客観的に公益上必要性が高いと言えない飲食費は原則として補助対象外経費とする旨規定している。

今後、食糧費に係る補助金の使途については、ガイドラインの趣旨に沿って、内容を精査、検証し、客観的な公益上の必要性を慎重に検討されたい。

(イ) 那覇市女性防火クラブに対する指摘事項等

那覇市女性防火クラブの会員の拡大について(要望事項)

那覇市女性防火クラブ(以下「防火クラブ」という。)は、家庭からの火災の発生を防止するため、火災予防知識を習得するとともに、地域における連帯意識を強め、防火思想の高揚を図り、もって安全で快適な生活環境を築くことを目的に活動しており、その役割は大きい。しかし、ボランティアで構成された会員の高齢化が進み、会員確保に課題を抱えている。そのような中、防火クラブの認知度を高めるために様々な取組を図っているが、会員の拡大に至っていない。

那覇市女性防火クラブ規約(昭和63年8月19日施行)第3条に規定する防火クラブの目的からすると、会員の拡大は必要と考える。今後は、現在の取組に加え、子供や女性を対象にした全市的な普及啓発活動、自主防災組織との連携等も検討し、会員の拡大に努められたい。

3 那覇市文化協会育成事業補助金

(1) 交付先団体の概要等

ア 交付先団体の概要

交付先団体名	那覇市文化協会
代 表 者	会長 西原 篤一
設 立 年 月 日	平成4年4月28日
設 立 目 的	那覇市民が脈々と育んできた豊かな文化の諸活動を大きく開花させ、那覇市が提唱する「文化都市なは」の建設に寄与するとともに、会員の英知と活力を結集して、市民文化の一層の振興を図ることを目的とする。
事 業 概 要	(1) 各種文化活動の推進に関すること。 (2) 文化事業の開発、推進に関すること。 (3) 会員相互の連携に関すること。 (4) 国内外の文化団体等との交流に関すること。 (5) 文化施設の整備促進及び文化的環境整備促進に関すること。 (6) 会報の発刊に関すること。 (7) 那覇市の文化振興事業への協力に関すること。 (8) その他目的達成に関すること。

団体の組織 (平成31年3月 31日現在)	会長 副会長 理事 部会長 監事 事務局長 事務局職員	1人 3人 23人 28人 2人 1人 1人
-----------------------------	---	--

イ 部会・個人会員の推移

年 度 (各年度末数)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
部会数	30部会	29部会	29部会	29部会	28部会
個人会員数	2,632人	2,504人	2,357人	2,336人	2,093人

(2) 那覇市文化協会育成事業補助金

ア 事業概要

補助金交付先	那覇市文化協会
所 管 部 署	市民文化部 文化振興課
補 助 の 目 的	那覇市文化協会への事業・運営等及びあけもどろ総合文化祭開催に要する経費として補助している。
期 待 さ れ る 効 果	設立以来、当協会は地域と密着した文化活動や文化を通じた交流事業など積極的に展開し、市民文化の振興の一翼をになっており、本市の文化行政の推進に期待できる。
補 助 根 拠	那覇市補助金等交付規則 那覇市文化協会育成事業補助金交付要綱
補 助 対 象 事 業 の 内 容	那覇市文化協会の運営等に要する経費
補助対象経費	那覇市文化協会の運営等に要する経費
補助率	—
平成30年度 補助金交付 確定額	180万円

イ 収支状況

単位：円

	科 目	予算額	執行済額	予算残額
収 入	個人会費	2,500,000	2,089,000	411,000
	賛助会費	500,000	520,000	△20,000
	自主事業	1,850,000	1,721,500	128,500
	事業積立基金より繰入	1,150,000	1,150,000	0
	那覇市補助金	1,800,000	1,800,000	0
	寄付金	1,000	30,000	△29,000
	雑収入	100,000	28,861	71,139
	繰越金	23,285	23,285	0
	計	7,924,285	7,362,646	561,639
支 出	会議費	397,000	365,908	31,092
	運営費	5,044,104	5,182,667	△138,563
	自主事業費	1,750,000	1,787,019	△37,019
	予備費	23,181	0	23,181
	積立基金	710,000	0	710,000
	計	7,924,285	7,335,594	588,691
次年度へ繰越		0	27,052	△27,052
合 計		7,924,285	7,362,646	561,639

ウ 監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められた。ただし、以下に述べるとおり、一部に改善を要する事項があり、これらについては、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務の執行に努められたい。

エ 指摘事項等

財政援助団体監査に対する指摘事項等は、次のとおりである。

なお、指摘事項等は、次の区分によるものとする。

* 指摘事項

重大な違法、不当及び不正の状況を指摘すること。

* 是正事項

改善を要する悪い状況を改め正すこと。

* 注意事項

好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

* 要望事項

予算執行の効果及び事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

(ア) 文化振興課に対する指摘事項等

事務局職員の給与基準の整備指導について(注意事項)

那覇市文化協会への育成事業補助金については、主に人件費に補助金が充てられている。しかし、事務局職員の給与については、那覇市文化協会事務局就業規則（平成 6 年 11 月 1 日施行）第 21 条において「職員の給与については、その採用の都度、会長が決定する。」と規定しているが、具体的な給与基準がない。補助金の妥当性を確認するうえで、当該団体の就業規則等による具体的な給与基準を明確にする必要がある。

については、所管部署が補助事業を執行するにあたり、当該団体の具体的な給与基準の整備について指導されたい。

(イ) 那覇市文化協会に対する指摘事項等

事務局職員の給与基準の整備について(要望事項)

事務局職員の給与については、那覇市文化協会事務局就業規則（平成 6 年 11 月 1 日施行）第 21 条において「職員の給与については、その採用の都度、会長が決定する。」と規定しているが、具体的な給与基準がない。

那覇市文化協会は、市の財政援助を受けている団体であり、当該補助金は主に人件費に充当されていることから、具体的な給与基準の整備に努められたい。

那覇市文化協会の会員の拡大について(要望事項)

那覇市文化協会は、那覇市民が脈々と育んできた豊かな文化の諸活動を大きく開花させ、那覇市が提唱する「文化都市なは」の建設に寄与するとともに、会員の英知と活力を結集して、市民文化の一層の振興を図ることを目的に設立されたものである。しかし、年々会員数が減少し、平成 26 年度は 2,632 人の個人会員が平成 30 年度は 2,093 人と減少している。これまで地域と密着した文化活動や文化を通じた交流事業などを積極的に行っているが、会員減少に歯止めはかかっていない。

令和 3 年度には（仮称）那覇市新文化芸術発信拠点施設の開館が予定されていることから、今後の更なる文化振興の発展のため、所管部署とより一層の連携を図り、会員の拡大に努められたい。